

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号）第3条	子ども科学館の使用の許可等	生涯学習課

- 1 不許可の審査基準は、盛岡市子ども科学館条例第3条第2項に定める基準とするほか、同条例第3条第2項第3号の「子ども科学館の管理運営上適当でないとき」は、盲導犬及び介助犬以外のペット同伴で入場する場合とする。
- 2 標準処理期間は、1日（団体使用にあつては、5日）とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。